



目 次

規 則	ページ
◎出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
◎高知県議会委員会条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
告 示	
○大規模小売店舗の新設に関する届出（経営支援課）	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	1
○土地改良区の定款変更の認可（ " " ）	2
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	2

規 則	

出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成25年2月26日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第1号

出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則

出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年高知県条例第66号）附則に規定する同条例第2条の規定の施行の日は、平成25年3月1日とする。

高知県議会委員会条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成25年2月26日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第2号

高知県議会委員会条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県議会委員会条例の一部を改正する条例（平成25年高知県

条例第2号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成25年3月1日とする。

高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成25年2月26日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第3号

高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年高知県条例第3号）附則第1項の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成25年3月1日とする。

告 示

高知県告示第115号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成25年2月26日
高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の名称
株式会社よどや 代表取締役 佐藤 均
- 届出者の住所
高知市高須三丁目28番30号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
よどやドラッグ高須店
高知市高須一丁目987-1 他
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所
株式会社よどや	代表取締役 佐藤 均	高知市高須三丁目28番30号

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年10月5日

- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,425平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
48台
イ 駐輪場の収容台数
42台
ウ 荷さばき施設の面積
40平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
7.5立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後12時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌日の午前零時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 届出年月日
平成25年2月4日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 意見書に記載すべき事項
（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（2）事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
（3）意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
（4）意見の内容

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安芸市穴内六丁目土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
平成25年2月26日
高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)	野町 浩敬	安芸市穴内甲1062-4
理事	前田 豊一	甲 221

〃	前田 貢	〃	〃	甲 232
〃	野町 幸史	〃	〃	甲1036
〃	前田 徳義	〃	〃	甲1060
〃	川竹 朋男	〃	赤野甲1799- 2	
監事	尾木 峯雄	〃	穴内甲1023	
〃	川竹 武道	〃	〃	甲 252
(就任)				
理事	野町 浩敬	安芸市穴内甲1062- 4		
〃	前田 豊一	〃	〃	甲 221
〃	前田 貢	〃	〃	甲 232
〃	野町 幸史	〃	〃	甲1036
〃	前田 徳義	〃	〃	甲1060
〃	川竹 朋男	〃	赤野甲1799- 2	
監事	尾木 峯雄	〃	穴内甲1023	
〃	川竹 武道	〃	〃	甲 252

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安芸市穴内六丁土地改良区の定款の変更を平成25年2月14日に認可した。

平成25年2月26日
高知県知事 尾崎 正直

監 査 公 表

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年2月26日
高知県監査委員
24高行管第204号
平成25年1月18日

高知県監査委員 様
高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）
平成24年8月6日付け24高監報第4号で報告のありましたうえのことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 第1 指摘とされた機関
1 療育福祉センター
(1) 指摘事項

平成23年1月31日付で嘱託医を辞退した医師に対して平成23年2月から5月分までの報償費を支払っていた。また、平成23年4月1日付で嘱託医の交替があったにもかかわらず、以前の嘱託医に対して平成23年4月から平成24年2月分までの報償費を支払っていた。

これは、いずれも支払先を確認しないまま正当でない債権者への支払となっていたものであり、正当な債権者に対する支出の決定をしなければならないと定めた高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号。以下「会計規則」という。）第48条第1項第6号の規定に反する不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

ア 嘱託医（判定医）を委嘱する場合には、地域的なバランスを考慮して特定の病院の診療科の医師に対して委嘱をしており、この医師については平成15年11月1日から期限を設けずに嘱託医として委嘱していました。しかし、勤務先病院を退職した際に、療育福祉センター（以下、「センター」という。）に連絡をいただけていませんでした。

また、センターにおいても、嘱託医の勤務状況を確認しておらず、報償費を支払い続けていたものです。

イ 幡多地域の精神科医師には、一人の医師に対して三つの業務を委嘱しています。そのうち、知的障害者更生相談所の嘱託業務については、センターが支払事務を行い、残り二つの業務については幡多児童相談所が支払事務を行っています。医師交替の際には、幡多児童相談所からセンターに連絡があり、センターが障害保健福祉課に委嘱等の手続を依頼することになっています。

ところが今回は、幡多児童相談所からセンターへ医師交替の連絡がなされていなかったため、センターでは、交替前の医師に上記の業務に係る報償費を支払い続けていました。

今回の事例は、1名の医師に複数の業務を委嘱し、所管部署からそれぞれ報償費を支払うという状況において、医師交替の情報が共有できていなかったことから生じたものです。

(3) 措置状況

ア 今後は、毎月初めに判定医勤務確認表を作成して嘱託医の状況を常に把握し、医師の交替の有無等の確認を徹底します。

イ 医師の交替等があった場合には文書で連絡するなど、幡多児童相談所との情報共有を徹底します。

また、毎月初めに判定医勤務確認表を作成して嘱託医の状況を常に把握し、医師の交替の有無等の確認を徹底します。

さらに、報償費の支払いについては、他の委嘱業務と同様に障害保健福祉課から幡多児童相談所に予算を令達し、同相談所において支払処理をすることを検討しています。

2 希望が丘学園

(1) 指摘事項

ア 常時資金は、資金前渡職員から資金の交付を受けた執行職員が、支払明細書により報告及び残金の返金を行うべきであるが、平成23年12月に交付を受けた資金の一部について、交付を受けていない職員が平成24年3月に報告及び返金を行っていた。

これは、常時資金の取扱いを定めた会計指導課長通知（平成19年5月1日付事務連絡）に反する不適正な事務処理である。

イ 平成23年度希望が丘学園第二寮自動火災報知設備幹線張替え修繕工事について、予定価格が30万円を超えているにもかかわらず、1者のみから見積書を徴していた。

これは、予定価格が30万円を超える場合は2人以上の者から見積書を徴さなければならないと定めた高知県契約規則（昭和39年規則第12号）第32条の規定に反する不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

ア 資金の交付を受けていない職員が精算の報告を行っていたのは、交付を受けて書類上で執行職員とされた者と事実上の執行職員とが異なっていたことによるものです。

3つの寮の児童に対するクリスマスプレゼントの購入に係る起案を行った1人の職員を執行職員として資金を交付しましたが、実際は、各寮の事実上の執行職員がこの資金を受け取ってプレゼントを購入し精算報告を行ったため、書類上の執行職員と一致しない事態となり、資金前渡職員はこの不一致に気付かず看過していたものです。

イ 「平成23年度希望が丘学園第二寮自動火災報知設備幹線張替え修繕工事」においてA社から見積書を徴し、随意契約をしました。

A社は、「希望が丘学園本館整備事業本館棟建築電気設備工事」を請負施工しており、本館工事箇所から延びた火災報知用ケーブルの延長線上で不具合を発見し、希望が丘学園に通知がありました。同園では緊急修繕工事を実施することとしましたが、本館電気設備工事と修繕工事を同時に行うことから、両工事が同一業者であれば、修繕工事後の通電（報知）テスト等の実施について日程調整の問題もなく、また、人役等の経費が節減できると判断し、A社からしか見積書を徴しませんでした。

このことは、契約規則第32条に反する事務処理であり、認識不足で不適切な取扱いでした。

(3) 措置状況

今回指摘のあった2件については、その発生が職員の財務会計事務に関する基本的な認識不足と管理職員の事務執行に係る指導が不十分であったことに起因しています。

定期監査を受けた4月以降は、財務会計事務についての研修に積極的に参加するなど事務処理能力の向上に努めており、管理職員(出納員)による指導も徹底しています。

また、根拠法令等について安易な解釈で事務を執行しないよう、疑義のある案件については積極的に会計専門員に相談してチェック体制の強化にも努めているところであり、今後も引き続き適正な事務の執行を確保するよう取り組みます。

各指摘事項の具体的な改善措置は次のとおりです。

ア 執行職員が複数となる常時資金の支出の起案を行う場合は、起案文書中に執行職員名を明記し、各々の執行職員に直接、現金を渡すよう改善しました。併せて、資金前渡職員による支払明細書の審査も厳正に行うよう努めています。

また、報告及び返金が遅れたことに対しては、執行職員が執行後ただちに支払明細書を提出するよう資金前渡職員が1件ごとに指導しています。

イ 平成24年度の契約においては、予定価格30万円を超えるものについては、必要なものについては必ず2者以上から見積書を徴しています。また、単独見積で契約することに合理的な理由がある場合は、必ず理由を付して契約伺を作成することとしています。

3 高知高等技術学校

(1) 指摘事項

ア 平成23年度において、職員の親睦会で使用するゴム印代1,024円を公務用消耗品費と合わせて支出負担行為を行い、公費で支払っていた。

これは、県が支出すべきでないものに対して公費を支出するという公私混同にもつなげる恐れのある取扱いであり、会計規則第48条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。

イ 平成23年度において、支出命令確認書(NO.129)を紛失していた。

これは、公文書の適正な管理について定めた高知県公文書規程(昭和39年12月高知県訓令第64号)第3条第2項の規定に反する不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

ア 事務が集中していた4月に行ったこともあり、支出負担行為や支出命令を行う際に、見積書や請求書の内容の

確認が十分でなく、また、管理監督者によるチェックも不十分であったために、誤った支出の決定をしてしまったものです。

具体的には、公務上必要となる複数のゴム印を作成するために業者に依頼する際に、親和会費で作成すべきゴム印を、気付くことなく合わせて発注してしまい、その後、業者から送付された見積書や請求書にも「ゴム印(高知県立高知高等技術学校親和会)」として記載されていましたが、ゴム印との記載があることから、特に疑問に思わず、見過ごしたため、結果として、誤って公金を支出してしまいました。

イ 年度当初の4月4日と5日に支払った件について、支出決定通知を行ったことを確認する支出命令確認書を紛失してしまったものです。紛失した原因は、支出負担行為と支出命令が年度をまたがり、それを担当していた総務担当者が出納員の2名ともが、人事異動と退職により、新たな職員に入れ替わったことや、入校式への対応などが重なり、書類をファイルに綴じてキャビネットに保管するといった適正な書類の保管と管理がなされず、紛失してしまったものです。

(3) 措置状況

ア 指摘を受け直ちに、誤って公費で支出してしまった親和会のゴム印代金1,024円分の戻入処理を行い、平成24年5月22日に県に戻し入れました。

また、今回の事例の他に私費で支出すべきものを公費で支出していないかについて確認するため、改めて、平成23年度の支払い書類を全て点検するとともに、親和会の会計処理についても確認しましたが、不適正と見られるものはなく、親和会の会計も私費として台帳で管理されていることを確認しました。

このような事案は、あってはならないことであり、今後徹底した再発防止に向け、組織として、しっかり取り組むことが必要であるため、本年度から新たな業務が移管されたことに伴い事務職員が複数名となったことを踏まえ、事務職員の事務分担を見直すことにより、職員同士がお互いの作成した支出負担行為及び支出命令等のチェックを行えるよう決裁ラインの変更を行いました。こうしたチェック体制の強化を行うとともに、県の会計専門機関による会計規則等についての研修会を当校で開催し、管理監督者を含め、法令遵守を徹底することにより、再発防止に努めます。

イ 書類の紛失が確認された後直ちに、公金が適正に支出されているか確認のため、歳出証拠書類と支出個別表とを突合し、支出命令の内容と同額が支出されていることを確認しました。

また、支出命令確認書が不明のため、新たに支出命令確認書に記載されている内容を記載した書類を作成し、出納員が確認のうえ、記名押印し、支出命令確認書綴りに保管しました。

今後は、今回の事案が、組織としての対応が十分でなかったために起こったものとの認識に立って、まず、公文書である会計書類の保管については、支払命令の確認入力後、一連の書類を速やかに保管することとします。その際、出力される帳票に記載される一連番号を確認したうえで共有の場所に保管することを徹底し、定期的な書類の一連番号を複数の目で確認することで紛失防止を徹底します。また、組織全体で適正な事務処理に向けた意識を高めるため、県の会計専門機関による研修会を当校で開催することにより、再発防止に努めます。

4 高知土木事務所

(1) 指摘事項

ア 高知フェーズ株式会社に委託している高知港の船舶の係留施設等の使用料の徴収が、施設の使用終了後に行われていた。

これは、高知県港湾施設管理条例(昭和29年高知県条例第53号。以下、「条例」という。)第5条第2項で、港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないと規定し、条例第6条第2項では、許可の際に全額を徴収すると規定していることに反した不適正な事務処理である。

イ 高知港の港湾施設である貨物積卸用のリーチスタッカの使用において、使用料の減免期間を終了した後も減免した額で徴収していた。

これは、条例第8条では公益上その他特別の事由があるときは、知事は占用料又は使用料を減免することができる」と規定しているところ、使用者からの減免申請や特別の事由がないまま、減免を行っていた不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

ア 係留施設等の使用については、口頭予約(申請)によりスケジュール管理を行っていますが、使用料の根拠となる利用時間は天候による入出港状況、貨物量及び使用機械の状態等により左右されることから、使用料は、申請時に確定することは困難であり、従前より施設の使用終了後に実績で徴収していました。

また、平成21年3月に担当課から出先事務所へ通知した業務委託契約書の仕様書においても、「係留施設使用終了日から20日以内に別記様式4により20日間の納期限を定め請求する」と規定していました。

このようなことから、事実認定にあるとおり、施設使

用料の徴収を施設の使用終了後に行っていました。
イ リーチスタッカの使用料の減免については、平成16年から使用者の申請に基づき適用していましたが、平成21年度から平成23年度の間、所管課である港湾・海岸課と高知土木事務所との十分な情報共有ができておらず、慣行で減免としていました。

(3) 措置状況

ア 船舶の係留施設等の使用料徴収委託契約において、岸壁の使用実績に基づいた使用料を算定する事務期間として20日以内を設けており、これが条例の「許可の際に全額を徴収する」という規定に反した取扱いであることから、次回委託契約の仕様書から「係留施設使用終了日から20日以内に別記様式2により20日間の納期限を定め請求する。」を、「係留施設使用許可した日から県の事務に準じ徴収する。」と事務の取扱いを改めることにより、県の徴収事務と同様に許可日から20日以内の徴収期限とします。今後は、条例に反した委託契約書とならないよう、十分な検討を行います。

なお、使用料は、天候により係船時間が左右されることや、係留した船舶が直接支払うのではなく、代理店等が県に支払うことが大半であることから、商慣習として事後納付とならざるを得ない実態があります。そのような実態と条例が齟齬をきたさないよう関係課と協議、検討を行っています。

イ 平成24年度から、使用者からの減免手続の窓口をこれまでの港湾・海岸課から、高知土木事務所経由とすることで、事務処理の一元化を図るとともに、減免申請理由なども総合的にチェックするなど適正な事務処理に変更しました。

また、減免一覧を作成し、年度末に減免申請状況を本課と事務所で相互に確認します。

5 須崎土木事務所

(1) 指摘事項

社団法人須崎埠頭協会に委託している須崎港の船舶の係留施設等の使用料の徴収が、施設の使用終了後に行われていた。

これは、条例第5条第2項で、港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないと規定し、条例第6条第2項では、許可の際に全額を徴収すると規定していることに反した不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

係留施設等の使用については、口頭予約（申請）によりスケジュール管理を行っていますが、使用料の根拠となる利用時間は天候による入出港状況、貨物量及び使用機械の状態等により左右されることから、使用料は、申請時に確

定することは困難であり、従前より施設の使用終了後に実績で徴収していました。

また、平成21年3月に担当課から出先事務所に通知した業務委託契約書の仕様書においても、「係留施設使用終了日から20日以内に別記様式4により20日間の納期限を定め請求する」と規定していました。

このようなことから、事実認定にあるとおり、施設使用料の徴収を施設の使用終了後に行っていました。

(3) 措置状況

船舶の係留施設等の使用料徴収委託契約において、岸壁の使用実績に基づいた使用料を算定する事務期間として20日以内を設けており、これが条例の「許可の際に全額を徴収する」という規定に反した取扱いであることから、次回委託契約の仕様書から「係留施設使用終了日から20日以内に別記様式3により20日間の納期限を定め請求する。」を、「係留施設使用許可した日から県の事務に準じ徴収する。」と事務の取扱いを改めることにより、県の徴収事務と同様に許可日から20日以内の徴収期限とします。今後は、条例に反した委託契約書とならないよう、十分な検討を行います。

また、使用料は、天候により係船時間が左右されることや、係留した船舶が直接支払うのではなく、代理店等が県に支払うことが大半であることから、商慣習として事後納付とならざるを得ない実態があります。そのような実態と条例とが齟齬をきたさないよう関係課と協議、検討を行っています。

24高教政第509号

平成24年9月14日

高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長

定期監査結果に基づく措置状況について

平成24年8月6日付け24高監報第4号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

(指摘事項)

機関名：教育センター

1 事実認定

平成18年度に7年間の長期継続契約として締結した教育センター構内電話交換設備賃貸借契約及び教育センター分館構内電話交換設備賃貸借契約に基づく平成23年度賃借料について、平成23年4月1日付の支出負担行為を同年8月に行っていた。

また、これらの平成23年度賃借料の4月から6月分について、使用月の翌月には請求書を受理していたにもかかわらず、賃借料が支払われたのは8月であり、支払遅延となっていた。

これは、支出負担行為決議書を作成する時期を定めた高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第43条第6項の規定に反する不適正な事務処理である。

また、支払遅延については、遅延利息は100円未満であったため実損は生じなかったものの、支払の時期を定めた政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第6条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。

2 原因又は理由

(1) 支出負担行為の遅延について

人事異動により担当者が交替した際の引継ぎが不十分であり、平成18年度に締結した原契約書を綴ったファイルの所在が一時不明となっていたため、支出負担行為の作成が遅れたものである。

(2) 支払遅延について

上記理由により、支出負担行為ができていなかったため、請求書を受理したものの、その支払いができない状態となり、上司等への相談もできず個人で保管していたが、8月に不明となっていたファイルが見つかった時点で、上司等に報告のうえ、支出負担行為を作成し、支払をしたものである。

3 今後の対応

今回の指摘を重く厳しいものと受け止め、深く反省したうえで、今後は、同じ過ちを繰り返さぬよう、担当職員に単年度ごとに年度当初に処理が必要となる事務一覧を作成させ、次長、担当チーフ、担当職員で相互確認を行い、事務処理に遺漏のないようにします。

また、日々の業務においては、常に会計規則等に照らした適正な事務処理に努めるとともに、併せて、公金を扱う立場の者として、より高い遵法意識をもって、事務職員のさらなる意識改革を次長が先頭に立って図っていきます。